特36

631

再刻

法華題目和談繪鈔

上

明治十八年一月刻成

舊村雲宮御染筆題字
故元政上人著
毘尼薩台巖校

京都書肆
村上平樂寺藏版

再刻

法華題目和語鈔

全三冊

此書ハ除外元政上人毎ゴのをゝ意ゴ法花首題五字の要文を解してまつ是しるのあれば婦女童蒙と雖ども訳り易く且つ是を未まハ教学十題のるゆゑ吟味ふるゆのをゝ乃をゝ加ゆ解ふ一面をさへ加へくれば文と殊勝よ有ゴとき善知あり

特36
631

深州瑞光寺本堂釋迦佛尊像圖

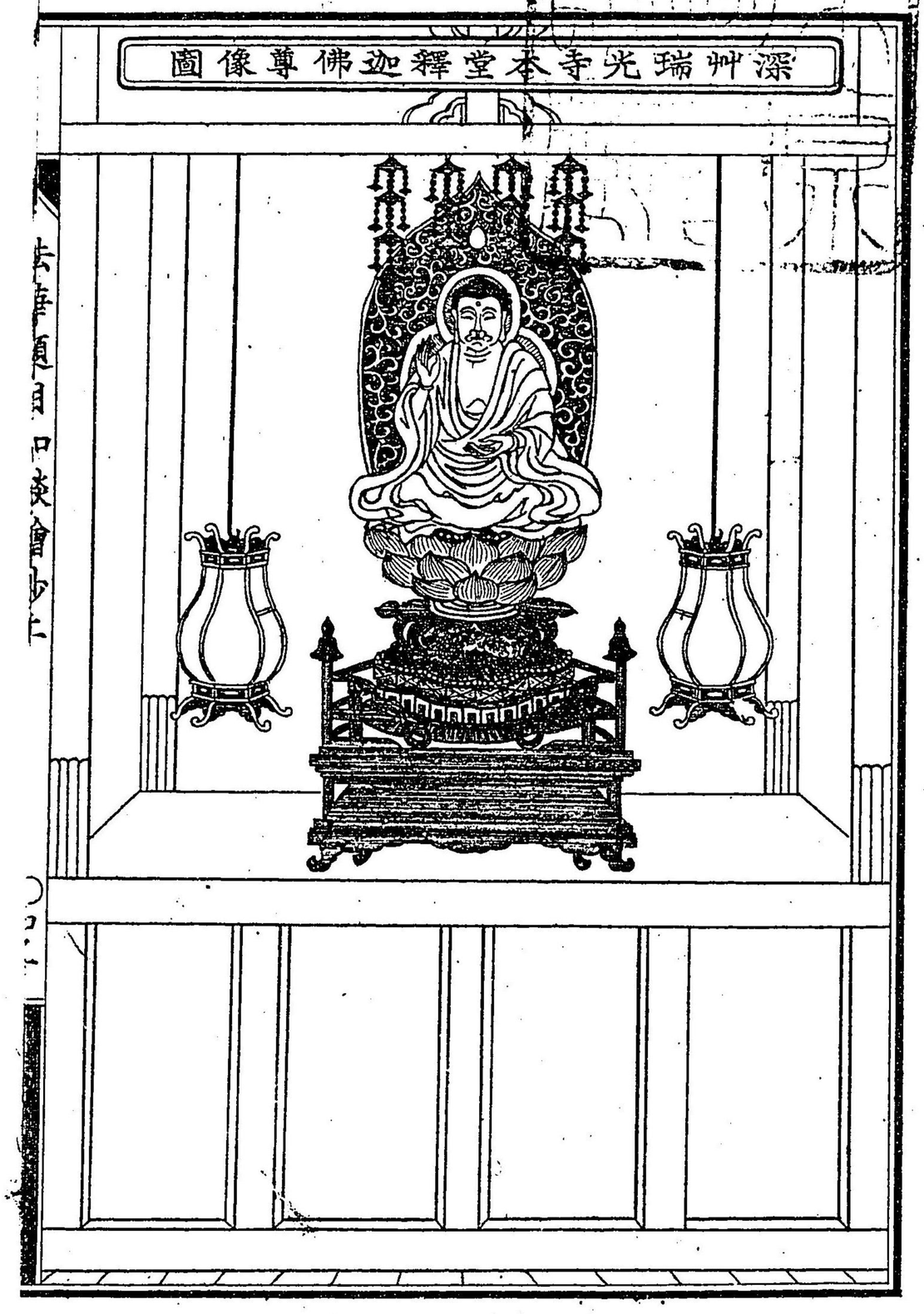

舊村雲宮御染筆

一仏乗

源

流出所

帰

明治十六年六月

中村雲日録

琴陽隠士 日蓮上人

序

毎月毎日のひまなきなかに乃秋八月十三日とて学この
法をも乃至城四郎甲斐殿の国なる人々毎日まうで相
模の国乃ゝ法をも或義の所にまうでまうでこの
乃至をもふまうで給ひ所にまうで給ひ毎日毎月
今年世々のうち所の所にまうで給ひ毎日毎月影見を
四人殿ふ法をもとの人の法をもとの法をもとの法を毎日
さあゝ影見をもとの要文を抜書とて法の所にまうで
よ世の世伝をもとの法の独き筆を海めはじめるまゝ

寺付ても東ゝし世にあらはれ給ひし妙法蓮華経の五字乃
こゝろは八[illegible]場無量義にして[illegible]ふかやまくしうつさ
まれとも[illegible]おしせ経ひしおもむきを[illegible]なしふかきもなく
[illegible]なく[illegible]ひとり信無八分[illegible]もとのことはりれを[illegible]
[illegible]まをしぬけれ太山の一塵を擬し大海に一滴を
[illegible]になんありける
[illegible]経の経文をよみて深ける[illegible]
以のまをおもてたのみとおもさへ
[illegible]ひけの[illegible]世に あ[illegible] を 文政

再刻法華題目和談繪鈔序

佛説十界十如攝之一心佛法之高衆生法之廣悉在其中故三法之中以心法為觀之初使三法互具十界圓融離麤隔者則法華也宜哉獨稱妙矣然叔世之機未必觀理直觀事相知當位即妙蓋有不可思議者殆絶言唯有深信而已山祖政和上撮五字之樞要畧而釋之以應毋之需書以半字使平易々讀名曰和談鈔頃再刻依校訂置一言於卷首

明治十七年九月

毘尼薩 台巖謹誌

目次

上
一 妙法二字の事
三 権実の事
五 十界と十界互俱なる事
七 佛と凡夫差別の事
九 修德顕現の事
十一 荘子と孔子と胡蝶となる事
十三 蓮華二字の事
十五 當体蓮華を釋
下
十七 經の字乃事
十九 釈迦如来大聖源を釋
以上

二 十界十如具足の事
四 人間界は十界ある事
六 万法一法性の事
八 悟りと迷の事
中
十 妙法は當体即是ある事
十二 心佛衆生三法の事
十四 譬喩蓮華の事
十六 妙法蓮華と云ふ事
十八 六塵をもて経となる事
二十 除経大聖の事

再刻

法華題目和談繪鈔巻上

元政上人著

一 妙法二字の事

夫れ妙法の二字を。天台大師。玄義に理りて曰く。所言妙者妙名不可思議也。所言法者十界十如。權實法なりと。いへり。法の理りの心は。妙とは不可思議なりと云へり。不可思議とは不可思議の義と云ふ事なり。不可思議とは心を以ても思案工夫なりがたきなり。言辭を以ても言ひ表す事なり。此法を指て。言語道断。心行所滅とは。言語の

二字ともよ言辞とよむ字あり。道斷の二字ハ道路とも讀あり。道筋のある程ハいうほども行るのなれども。道の末よりて。底ふかく。幅廣き河などあれど。其道絶て往くもざるのあり。其如く妙法の重ハ言辞よりのぞて中〻中尽〻難〻。言辞の道も絶果たるところを言語道斷と名けたり。偖心行所滅の二字ハ。滅する所と讀あり。心ハ思案立支するもの。法分ゐかゐどを云る者なれども。妙の重をばいうある智者上人も尽し て思案立支よりのぞざる故ハ。心も滅し果。絶果ヒなら

ざる而を心行所滅とやたり。

二

十界十如具足の事

一 其言語同断心行所滅の。妙の體とやたハ。何ものあり やたるを則ハ。十界十如。權実の法ありとあり。十界とハ地獄。餓鬼。畜生。阿羅人。人間。天上。色聞。緑覚。菩薩。佛界。これを十界と名づくるあり。六の十界の。一界く毎に。相。性。體。力。作。因。縁。果。報。等とて。十如を具足す。是法門ハ。法華一乗ハ。沼りて。四十余年の經々よりこれを。かるゞ故ハ。宗祖大士も。當体義鈔ハ。問。妙法蓮華經

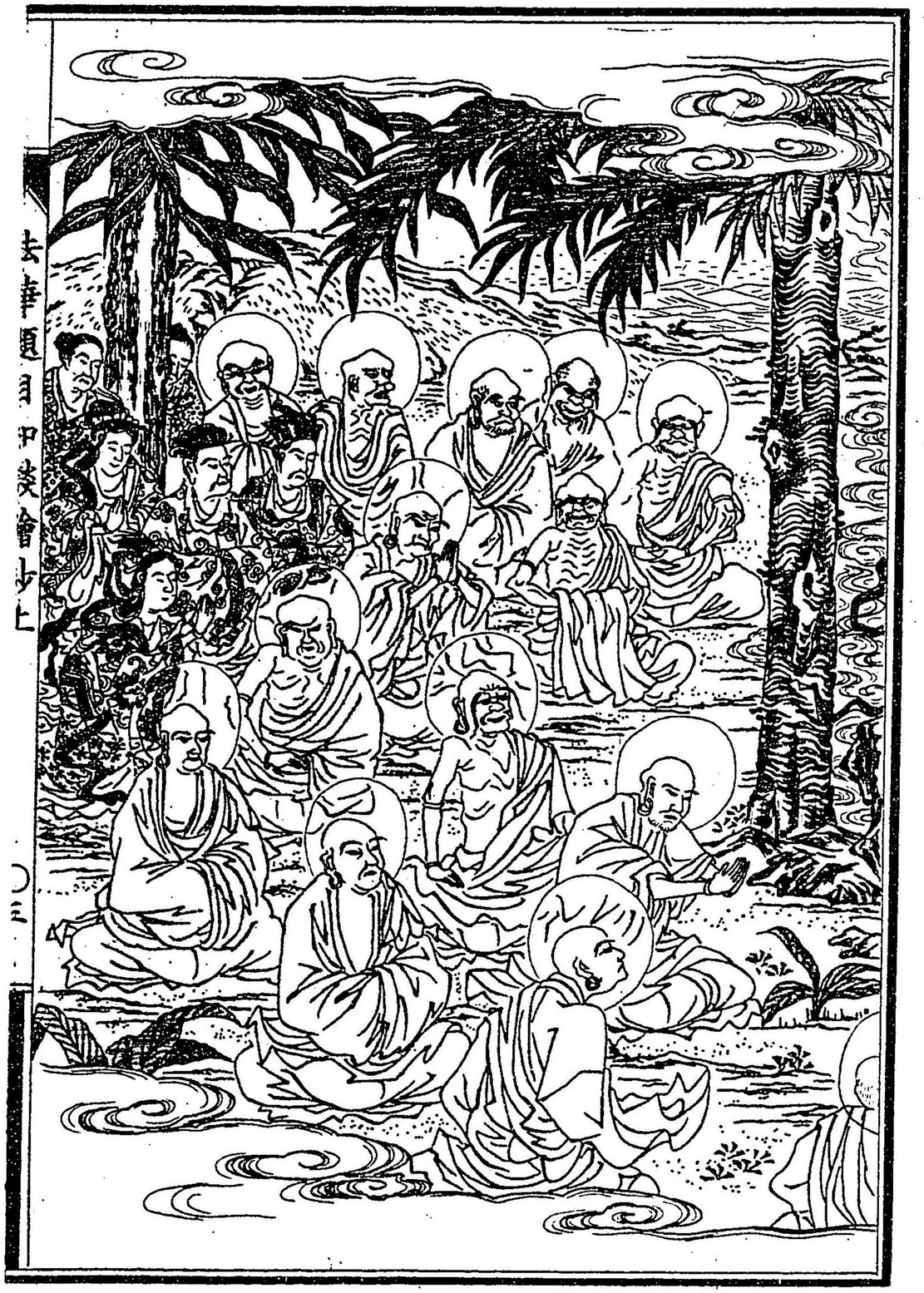

釈迦佛法華經を説き玉ふ図

の体なるものぞや。答て曰く。十界の依正。則ち妙法蓮華経の当体ありといへり。まことに法華経いうる体ぞや。答ていはく。諸法実相を体とすれども判じ難し。彼も人も此の妙法を信ぜず。人界の若いたるまでをあわさず。仏界より到るまでは心のせませまふべし。

三　権実乃事

一権実とは権いかにも読へ。実いかにも読へ。実あり。心に十界の中に地獄界より菩薩界までの九法界に皆く仮よあるもはなはだして遂に一念に第十番めの仏界に。元品の無明煩悩の大根を切尽して絶へり。況んや見思塵沙の無明の枝葉を断じ。遂に妄の根を抜し多人り。備まる智徳を備へたまへる大人。一さいの智恵とふ。智恵を尽して得むべきことふこと。故に一切捨りて籌例なく。常住不滅の所なる少人よ。第十番めの仏界を指て。実と名付けり。実に実実法こと中こと有り。此十界十如権実の法ぞ。則ち妙不思議の法ぞと中あり。さて十界十如権実の法ぞ。妙不思議と云ふ

謂也。十界互具と申ことあり。互俱の二字へ。互ひよそをふると讀字あり。十界の一界く毎にまく互ひよ餘の十界を俱へすつことあり。地獄界よも餓の九界を俱へもち。畜十畜めの餓界よも。餓の九界をそなへもちて。十界の一界く毎に減なる餓の九界を俱へ持たるを十界互俱と申なり。

四 人間界は十界ある事

一其中に人間界は十界を俱へ持たる事を申せば。先板を立るに。私法は本末有りて。俱へ持る

地獄界の。外へ現ずを出とるもはもあり。財宝あるを人は強きとて。ゆがり。貪欲の念の義は。内心具足の餓鬼界。外へ萌し出たるもはあり。物の理非を弁まへ。善悪を知べし。愚痴あるは。内心具足の畜生界。現ずをたるもはあり。邪智諂曲の心義は。瞋恚強盛の腹悪しきは。心法は俱へもちたる。脩羅界。現ずをたるものあり。かの四つの心義ならば。平らかは應容ある心を。をとり内心具足の人間界。現ずをたるもはあり。喜びの心あるは。内心具足

の天上界現じ給たるあり諸法常よなく。こな者為轉変の長常ぞと会点し。長常のたおるゝ法よ倶へ持たる。色聞縁覚の二乗界。現じ給たるあり。妻子を育くこと。経類を憐まみ。一切よ慈悲あるい。内心具足の菩薩佛界現じ給たるものあり。人来りて打ども切ども腹立ず。木の中よ花乃種おくんだ。春の陽氣来るとも咲ず。燧の中よ元より火の因を具へ持ぐんば。石来りて打ども火出ず。あよ氷ろべき道理なからまずかば。寒さ来る

とも氷らじ。火は冷るべき道理あるべき故よ。寒さ来
るとも氷らぬ。実に知んぬ本来我一心の中に十界
となるべき道理ある故よ。現に出るとあり。人間
界脱に此の如し。餓の九界の一界毎に十界
を具へたる変も。是に比べて知るべし。

五 十界に十界互具する事

一切十界の一界毎に。少しも数の増減なく。
是か十界を具へたる道理いうん。十界の根
本の性は二つも無く。一法性なる故に。数の増減も
無く。十界の一界くに十界を具へたり。此十界
の性を名づけて。一法性と云も。一理の性とも名づけ
たり。万法廣しと雖ども。唯一つの法性乃性を離
れて。別に性なく。万法の元来根本の性は。二つも
無く。唯一つの法性をもつて。性とする故なり。雨
風雪霜出木艸石瓦に到るまで。此法一つ持たる
の変は云に及ばず。塵芥まで根本の性はそな
はる変りなく。二つと無く。唯一つの性を以て性と
する故に。その性より出来たる十界なれば。内

心より十界を具へもつたと。まことそつとも変り無く。十界の一界く毎に十界を具へたり。

六 万法一法性の変

一切其万法を具へもつたる。十界の根本の性たる法性の性い。万法を面く格くに差別して。具へ持りやとりよ。尤も非ぞ。本来万法を。たゞ平等ようち混じかし。融してそつとも差別なし。大海の水よ。天竺震旦我朝の川の系派を入て。たゞ平等ようち混じて。一つの潮の味もひとつありたるが如し。万法の根本の性たる一法性い。万法ようち混じたる性ゆしてそつとも面く格くに差別あし。水晶の玉よ火の性水の性あるとも。おのうちにして水の性と火の性と面く格くに差別して。眼よりして有るもの非ぞ。玉の性のところい。水の性と火の性と。玉一ようち融して。水の性ながら則ち火の性。火の性ながら則ち水の性あり。一法性の所もまさ斯の如し。万法い平等にして。そつとも差別なし。その十界の万法ようち混じて。駈通融即の一法性

文殊大士龍宮ふて教化の図

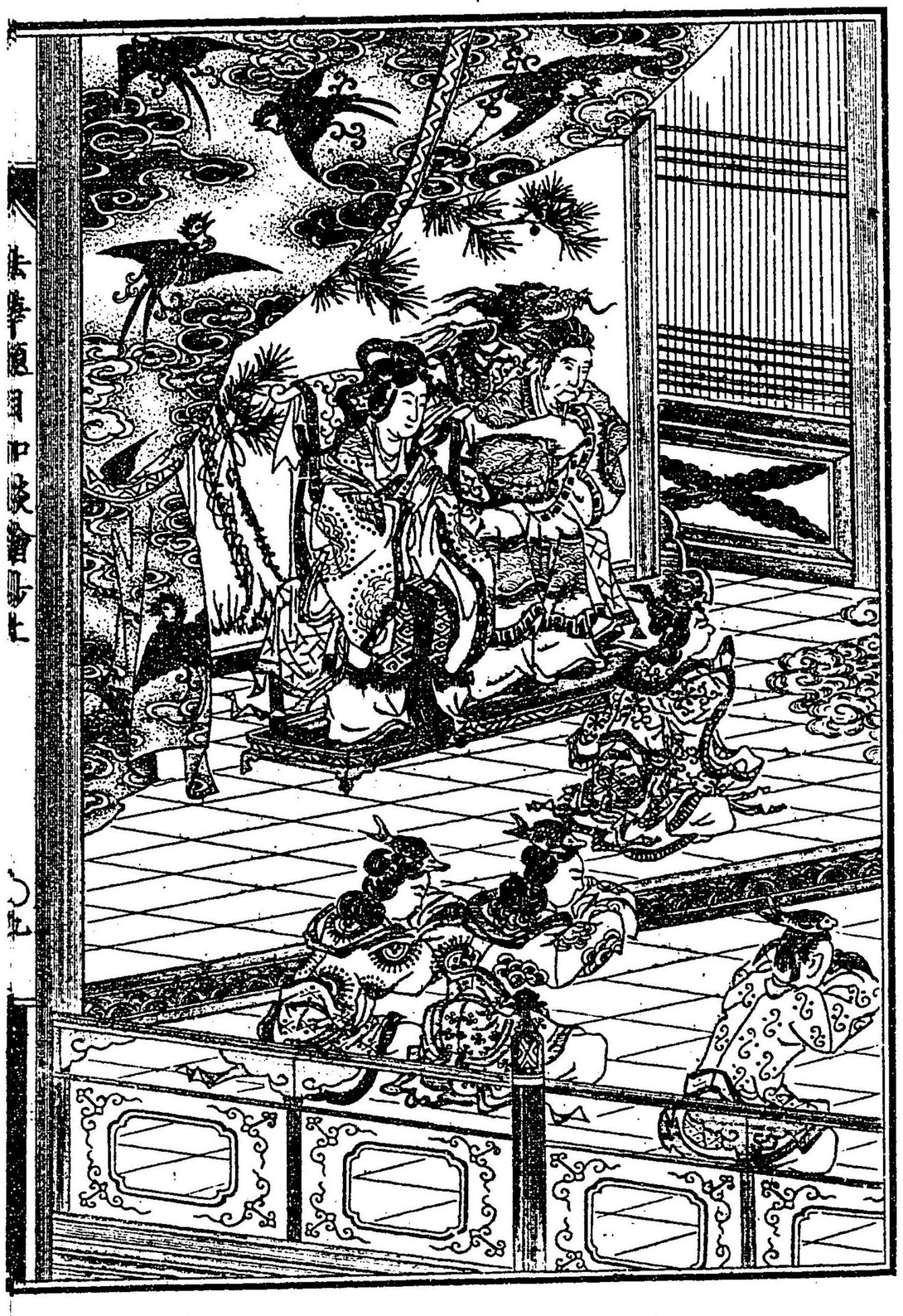

則をもちそのまゝ我と出来りたるが故よ。まこと我等心法よ倶へたる。十界の万法も。そつくも面〻各〻なる差別なく。唯平等よ融して。心法よ倶へもちたり。蓼辛菜へ辛き性より出来りたる故よ辛し。梅干へ。酸き性より出来りたる故よ酸し。雑子の卵を法して。戸板の上より流るゝ。鷲の絵を吟せば。忽ちに流れ止まるものぞと云へり。絵の鳥も。鷲よ懼るゝあれども。ちりけ雑子へ鷲よおそるゝ故ろ。怨るゝ性より出来りたる卵ゆえ。何心ゆを卵さえ斯の如し。虎膽とゝふへ虎の膽ゆり。香煙よ火をいけ。中よ竹をたて。此虎膽を焚よ。その煙り竹を巻て昇ると云へり。虎へ竹をすき好む性あり。手性より出来りたる膽ゆ生じ。干乾びても那の如し。万法の根本の性へ。十界の万法をうち混じて。差別なき性ゆる故よ。我等が身も心もその性をもぐよ甚深我が身と心よ倶へたる十界よ。まこうちち混じてそつも差別ゆし。

七

佛と凡夫差別の事

十界これ。惟一つの法性より出来らべ。少しも劣り
給はるまじき。何ぞ迷ひの凡夫悟りの佛あるや
如何。これ皆外の縁に因るものあり。彼一法性に万
法圓備の大徳とかて。一切の法を収めたまべ。悟
りの性もあり。迷ひの性もあり。両も迷ひの性と。
悟りの性と。うち混じて差別あし。水晶の玉の中
に。水乃性と火の性とあまども。水火の差別なく。
唯玉一ついに混じて有ごとし。迷悟の性うち混
じて有ながら。然も外の縁に逢へるとき。種々様々
の形姿。憂喜苦楽等の不同現ずることのあり。かるが
故に。修行ふどのよき縁にあへば。迷悟混じて差
別をきかの性のところより。悟りの性現ずまて
佛とあり。妄想轉倒などの。悪き縁にあへば。迷ひ
の性現ずれて。凡夫とあるなり。水火の性も一つ
いようち混じて。差別をしとへども。月天子乃
縁にあへば。水を出し。日天子の縁にあへば。火を
出すごとし。法性に多ぐ一つ。つれども外の縁に依
て。外へ出てこの明にと迷ひ悟りの違ひあり。

八 惰りと迷ひの事

若然らば外へ現を生ずへ。既に迷ひと凝りかたまり。惰と凝りとまれる故に迷ひいつまでも迷ひ。惰りいつまでも惰りたるべしや。水火の性の中すらいかん。況んや別あしと雖ども。既に日月の徳に依て外へ現を生ずへ。水と火と明に差別して。水いつまでも水にして火と為らず。火いつまでも火にして。水と為らざるが如く。ありべしや。如何答て曰く。大河の水流を入て。唯

釋迦多寶を感見するの図

ひとつの塩の味をひとなりて。加茂川の水。高野川の水のごとくにて。大川の中にて。汲分て元出すべきゆう更なし。然れども。風の縁に依りて。澄と濁りの波とつ。澄と濁りと。風の縁に依と雖ども。其に其辯別のものに非ず。唯一川の海の水なり。唯濁り水の。風乃縁止ぬれば。澄と水となり。濁りを離れて。別に澄と水あり。澄と濁り則ち濁と水あり。濁り水則ち澄と水あり。まこと妄想の縁に依りて。迷悟差別あるを一法性より。凡夫と聖人とに

とを。元来迷悟差別なき。一たいの性なれば。悟りの性として。踏に殘し置くべき道理なく。迷ひの性として。ともに連れたりて。其体凡夫のうに来れり。濁り水連れふて立ち如し。只妄想顛倒の風止ぬれば。我身本来の体悟りの佛となる。凡夫を離れて別に佛なし。濁りを外に澄なをなを如し。行ぞ迷ひいつまでも迷ひ。悟りいつとも悟りと凝

惜りて。各別あるべきや。

九

修德顕現の事

不審して曰く。そもそも法性は苦悩をもふれず。常住
あるもの乃あり。此法性は因縁仮りに和合して。凡
夫と聖しものなり。そもそも法性のむまを。みぐさ現ぜ
を佛と云ひ。迷ひを凡夫といふ。然はあれど。妄想
の風止こねまで。凡夫そもそも佛と云へり。若
しそもそもなくんば。悟りの佛も迷悟の性ともに混じ
て。差別あるべきより現ぜざるか故に。迷ひの性と
て。況や殘し置べき道理も無し。迷ひの性も悟り
の性と引別まぶ。うち連ぐちて悟りの佛となる

べしや。若し然りんば。佛をひて妄想顕倒の。悪しき
縁よあひまそで。悟りの佛をまし。迷ひの凡
夫と成りまふべしや。如何。答て曰く。是より付ては
修德歌現。不修德歌現とて二あり。修德顕現と
中ふ。修行し顕ぜるとあり。不修德顕現とも。
未ぐ修行し歌ひぐることあり。佛も万法の根を
極め。理を尽してよく知し召。悟りあふがゆへ。
修德歌現の人あるよ。凡ぐ一たび悟り極むまば。
妄ぐ二ぐび迷いざるあり。然まども佛も心内よ

心より具したる地獄の図

凡そ人の性い倶へもへり。かるが故に四苦因果とて。九界の衆生を誘導もの。若し地獄のすがたあて。教化利益ありさまたりさまありの。地獄のかたちあもあり。餓鬼畜生の姿ありて。利益あるべき形容い。餓鬼畜生の形容もあり。人間天上のうちあて。教化利益のあるべき形かい。人間天上の形姿ともあり。若し仏も迷ひの性を倶へ持もたゞで。何ぞ仏の迷ひの。九界の形ちを去めしもんや。然りと雖ども悟りのよう。自由自

左を挙動とさかゆるの事と業あり。其事と業へ悟りの上にあり悟りの上にはおさまりてハ事ハ再び迷ひのもとゐるべず。教るくさり縄を踏みて蛇と見ひ。おぢ恐れしよ。教の明て見べ縄ある板ハ。二たび蛇と見ハ。迷ひの心ざし。何ぞ一たび悟り究めたる後。迷悟の性うち混じて。是別あしと云て。悟りの佛の凡夫の迷ひの者よりもハべしや。

再刻 法華題目和談繪鈔巻上 終

特36
631

020137−001−2

特36−631

法華題目和談絵鈔

元政 上人／著

上

M18. 1

ABH−0349